

令和 8 年度小野市営住宅「新田団地・丸山団地」空家入居者募集公告

令和 8 年度小野市営住宅「新田団地・丸山団地」空家入居者を下記のとおり募集します。

令和 8 年 8 月 3 日

小野市長 蓬 萊 務

募集住宅の概要

1、新田団地

- 【住 宅 名】 小野市営住宅新田団地
- 【所 在 地】 小野市中町 420 番地
- 【募 集 戸 数】 2 号棟 201 号室：(2 階) エレベーター無
3 号棟 304 号室：(3 階) エレベーター無
5 号棟 206 号室：(2 階) エレベーター有
- 【構 造】 中層耐火 5 階建 (3DK)
- 【入 居 予 定】 令和 8 年 11 月初旬 予定
- 【交 通 機 関】 神戸電鉄小野駅より徒歩約 15 分
- 【教 育 施 設】 小野東小学校
小野中学校
- 【月 額 家 賃】 21,000 円から 80,200 円まで
(所得に応じて)
- 【敷 金】 月額家賃の 3 ヶ月分
- 【共 益 費】 2 号棟 1,000 円
3 号棟 1,000 円
5 号棟 2,800 円

2、丸山団地

- 【住 宅 名】 小野市営住宅丸山団地
- 【所 在 地】 小野市丸山町 16 番地の 1
- 【募 集 戸 数】 103 号室：(1 階) エレベーター無
105 号室：(1 階) エレベーター無
- 【構 造】 中層耐火 4 階建 (3DK)

- 【入 居 予 定】 令和 8 年 1 1 月初旬 予定
- 【交 通 機 関】 神戸電鉄小野駅より徒歩約 1 5 分
- 【教 育 施 設】 小野小学校
小野中学校
- 【月 額 家 賃】 2 7 , 6 0 0 円から 8 7 , 0 0 0 円まで
(所得に応じて)
- 【敷 金】 月額家賃の 3 ヶ月分
- 【共 益 費】 1 , 3 0 0 円

申し込みについて

- 【申込用紙配付日時】 令和 8 年 8 月 1 7 日(月)から 8 月 2 5 日(火)まで
午前 9 時から 1 2 時、午後 1 時から 5 時まで
- 【場 所】 市役所 3 階 地域振興部まちづくり課
- 【申 込 方 法】 詳細は、用紙の配付時に説明します。

申 し 込 み 資 格

次のすべてに該当していることが必要です。

1. 申し込む本人が小野市内に住んでおられるか、勤務場所を有しておられる方
(1) 住民票や在職証明等でその事実が確認できなければなりません。
2. 申し込む家族の人数が 2 人以上の場合は、その家族構成が夫婦または親子を主とする方
(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)がある方についても申し込みできます。
3. 単身で申し込む場合は、戸籍謄本で単身であることが確認でき、次のア～コのいずれかに該当していることを証明できる方。
ただし常時介護が必要な方で、かつ、居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難と認められる方は申し込みできません。
ア 入居申し込み受付時に満 6 0 歳以上の方
イ 身体障がい者手帳の交付を受け、1 級から 4 級までの障がいのある方

- ウ 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までの精神障がい者の方
- エ 上記ウの精神障がいの程度に相当する程度である知的障がい者の方
- オ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症の障がいのある方
- カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方
- キ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
- ク 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引き揚げた日から5年未満の方
- ケ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
- コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方
 - （ア） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - （イ） 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

4. 現在、住宅に困っておられる方

- (1) 現に民間賃貸住宅等に居住し、家賃の不払い等により住宅の立ち退きを求められている方は、申し込みできません。
- (2) 持家がある方は、入居時までには持ち家を処分することが必要です。

5. 収入月額が158,000円以下の方（裁量階層世帯は214,000円以下の方）

6. 連帯保証人のある方

市が定めた一定以上の収入のある連帯保証人1名（市外の方であれば2名）が必要です。市税等を滞納されている方は、連帯保証人として認

められません。

※連帯保証人を免除できる場合があります。

7. 申込者又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。

8. 入居可能日から15日以内に、申込書記載の家族全員が入居できる方

入居者決定方法

入居申込書により書類審査の後、小野市営住宅条例及び同施行規則に従い決定します。（公開抽選）

〔問い合わせ先〕 小野市地域振興部まちづくり課住まいづくり推進係
小野市中島町 531 TEL63-1271（直通）